

## 維持保全係の仕事

維持保全係は、「道路に穴があいている」「アスファルトが剥がれている」「家の前に水が溜まる」などの道路の不具合に対処する補修業務をはじめ、道路や水路などの清掃や除草業務、カーブミラーや街路灯などの新設や修理といった交通安全施設の維持保全に関する業務、民地内に駐車場や側溝をつくる時などに市道にも影響が出る場合の自費工事受付業務、開発事業に伴い発生する道路に関する調整業務、また道路補修業務の一部として私道整備規則に合致すれば市の費用で私道整備事業をおこなっています。

### ● 道路補修工事

#### (1) 道路補修工事とは

皆様が日々利用する道路が劣化し、傷んでしまっている際、健全な状態に補修する工事です。以下に道路補修の対象となる主な状態をご紹介します。

##### 1) 陥没

アスファルトの下に空洞が発生し、道路が落ちてしまう症状です。アスファルト表面がすり鉢状に落ち込んでいたり、穴の下に空洞が見える場合は陥没が発生している恐れがあります。

補修には陥没の原因を特定し、原因を排除したあとに復旧をする必要があります。



##### 2) 舗装剥がれ

経年劣化により舗装（アスファルト）に亀甲状のひび（クラック）が入り、舗装が剥がれてしまう症状です。陥没と違い、剥がれたアスファルトの下が空洞になっておらず、砂利が見られます。

補修は、舗装の下の砂利が正しい厚さで入っているかを確認の上、舗装の打ち直しを行います。砂利が不足している場合は、正しい厚さまで砂利を入れます。



### 3) 水溜まり

経年劣化により道路が凹んだり、雨水を下水道管へ排水する雨水桝までの勾配がない場合に雨水が溜ってしまう症状です。

雨水桝の位置と水溜まりの位置を考え、舗装の打ち替えをおこないます。また、雨水桝を新たに設置する場合があります。



## (2) 道路補修工事の優先順序

補修工事の優先順位は、舗装の破損状況調査および皆様からのご要望等より、優先道路の決定をします。しかし、事故につながる陥没や通学路の補修など、**緊急性の高いものは優先順位を上げて施工をしています。**

逆に要望をいただいたものの現地を調査した結果、状態が悪くない場合は補修の見送りや実施にお時間をいただくことがあります。

## (3) 私道の補修

市の管理する道路は公道となることから、私道の道路補修は土地所有者の方でおこなっていただいております。ただし、突発的に発生する道路の陥没のような、事故の危険が伴う状況の場合には、ご要望いただければ簡易的な応急措置を行います。

また、出入口とも公道に接続していて、私道沿道以外の多くの方が利用されているような公共性の高い私道の場合は、市で簡単な整備を行う場合があります。その際には私道整備申請書に私道所有者全員の実印をそろえていただき、代表者の方に申請していただきます。

## ● 環境美化に関すること

### (1) 雨水樹清掃

#### 1) 雨水樹とは

道路の雨水を下水道管に排水するために道路上に設けられた樹です。



#### 2) 雨水樹清掃とは

雨水樹の形状は底に泥が溜るようになっており、そこから悪臭がする場合があります。また、枯れ葉やたばこの吸い殻などがたまってしまうこともあり、雨水樹として機能しなくなる場合があります。その際には清掃を業者へ委託し、環境整備を行います。なお、雨水樹へたばこの吸い殻やゴミを捨てることは悪臭や排水管のつまりの原因になりますので、絶対におやめください。

### (2) 除草

除草とは市の管理する道路、水路、畦畔に生えた雑草を除去する作業です。特に6～10月は雑草がよく伸びる時期のため、ご連絡いただいてから作業するまでお時間をいただく場合があります。

### (3) 不法投棄物回収

#### 1) 不法投棄とは

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反して、同法に定めた処分場以外にゴミなどを投棄することを言います。

#### 2) 不法投棄物回収対象

道路や水路上に不法投棄された物をそのままにしておくと、景観も悪く、また怪我や交通事故につながる恐れがあることから、ご連絡いただいた際には道路管理課にて回収を行っています。

道路へのゴミの投棄は絶対におやめください。



## ●交通安全施設

### (1) 交通安全施設とは

交通安全施設とは、犯罪の予防及び交通の安全を確保するために、道路上に設置している施設の総称です。代表的なものとして街路灯やカーブミラー、ガードレールなどが挙げられます。ほかにも様々な交通安全施設が市内の道路には設置されています。

#### 1) 街路灯

街路灯は単独又は電柱などに共架というかたちで設置しています。市役所前通りなどの電柱が地下化された通りでは、独立した柱に照明が設置されています。

市内には、14,000基を超える街路灯が設置され、ドライバーや歩行者が夜間に道路を利用する際の、交通安全や犯罪の予防に貢献しています。

街路灯はその性質上夜間はずっと点灯していますので、周辺の住民の方々の、点灯へのご理解とご協力が欠かせない施設です。



街路灯  
(電柱共架)



街路灯  
(単独柱)

#### 2) LED街路灯設置

平成21年度から市では狭い道路の街路灯を対象にLED街路灯への入れ換えをおこなっています。また、新たに設置するLED街路灯には、ステッカーを貼り付けて明示しています。

設置場所	設置数量
野川サイクリングロード おとさか (御塔坂橋～谷戸橋の間)	117基



## 〈豆知識〉 <sup>がいろとう</sup> LED街路灯の見分け方

<sup>がいろとう</sup> <sup>しちゅう</sup> LED街路灯の支柱には、右下に示した青色のステッカーが設置されています。



LED街路灯ステッカー

### 3) カーブミラー <sup>どうろはんしゃきょう</sup> (道路反射鏡)

カーブミラーとは、見通しの悪い交差点に設置されている鏡です。正式名称は道路反射鏡<sup>どうろはんしゃきょう</sup>といい、電柱<sup>きょうが</sup>に共架されているものと、独立したオレンジ色の柱の上に設置されているものがあります。市内には約2,700基のカーブミラーが設置されています。

カーブミラーは、誰もが利用できる場所に設置することが原則となっています。特定の住民の方しか利用できない場所には、設置することはできません。



### 4) 防護柵 <sup>ぼうごさく</sup>

一般的にガードレール、ガードパイプと呼ばれ、走行する車両から歩行者や自転車を保護するという役割があります。また、道路上の危険な横断を抑制する役割も果たしています。



## 5) ラバーポール

ラバーポールとは右の写真にあるような、赤と白のしま模様のポールのことです。車両の視線誘導に優れているので道路上などに設置されています。材質が柔らかいため、接触しても損傷受けにくくなっています。



## 6) 車止め（単柱）

車止めとは交差点の角などに設置されている単柱のことです。曲がってきた車に歩行者が巻き込まれるのを防ぎます。

なお、金属製、ステンレス製、石材など材質は様々ですが、ラバーポールと違い強固な素材で作られています。



## 7) 区画線

区画線とは道路上に引かれている白やオレンジの線です。

このうち道路の端に引かれている白線のことを外側線と言います。歩道のない道路ではクルマはこの線より内側を、歩行者と自転車は外側をすることで接触事故などを減らすことができます。

外側線は警察との協議の上、市が引くことができます。

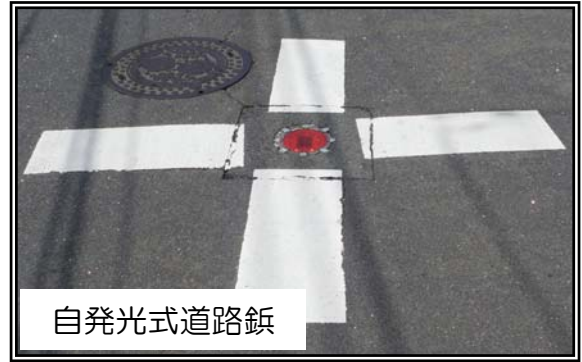
なお、横断歩道・停止線などは、市で引くことができず、警察署の管轄となっています。



## 8) 視線誘導施設

視線誘導施設には、交差点の中央の路面上などに設置する自発光式道路 鈺 (右)、道路の側面に設置する視線誘導標 (左下)、縁石上に設置する縁石 鈺 (右下) などが代表的なものとして挙げられます。

このうち自発光式道路 鈺 は、夜になると自動的に発光し、交差点の位置を知らせます。ドライバーは「交差点」を意識し、夜の事故の減少に貢献します。



視線誘導標はデリネーター (デリニエーター) とよばれ、夜間にドライバーが先方の道がどちらに曲がっているか、急に幅員が狭くなっているかを容易に判断できます。

また縁石 鈺 は夜間に発光しドライバーに道路の縁石の位置をわかりやすく伝えます。



## (2) 交通安全施設の新設要望

交通安全施設は市民の方からの要望をうけて設置されることもあります。しかし、要望があっても必ずしも設置されるとは限りません。以下は設置ができないと判断されるケースの一例です。

- 設置に対する近隣住民の方のご理解がいただけない場合
- 行き止まりの私道<sup>わたくしどう</sup>の出入口やマンションの駐車場からの出入口へのカーブミラーの設置など、公共の用に供しないと判断される場合

**※このように安全施設は、特定の方のみしか利用できない場所には原則として設置することはできません。**



(3) 管理番号について

市内に設置されている街路灯<sup>がいうとう</sup>とカーブミラーには、写真のような「管理番号」が記載されたプレートがついています。



街路灯<sup>がいうとう</sup>の管理番号の1文字目とカーブミラーの2文字目は、市内を25の地域にわけ、それぞれの地域に1文字ずつ割り当てたアルファベットとなっています。

下の写真から「U 490」（左下）と「MU・81」（右下）という文字が管理番号として読み取ることができます。従ってこの写真に写っているのは、調布市小島町地区にある490基目の街路灯と、81基目のカーブミラーということがわかるのです。

市内各地域のアルファベット割り当て									
A	深大寺北町	F	調布ヶ丘	K	仙川町	Q	入間町	V	布田
B	深大寺東町	G	佐須町	L	西つつじヶ丘	R	飛田給	W	国領町
C	深大寺元町	H	柴崎	M	東つつじヶ丘	S	上石原	X	多摩川
D	深大寺南町	I	八雲台	N	若葉町	T	下石原	Y	染地
E	富士見町	J	緑ヶ丘	P	菊野台	U	小島町	Z	野水・西町





## ● 開発行為の道路に関する調整

### (1) 開発行為とは

「開発行為」とは、建築物や特定工作物建設の目的で行なう土地の区画形質の変更のことです。区画形質の変更とは以下の3つのことをいいます。つまり、区画形質の3つの事項のうち1つでも行えば「開発行為」ということになります。

土地の「区画」の変更	開発区域内にある公共施設（道路や水路など）を新設、廃止、移動することにより、土地の「区画」を変更すること。
土地の「形」の変更	土地の盛土や切土により、土地の形状を変更すること。
土地の「質」の変更	宅地以外の土地（農地や山林など）を、宅地にすること。 (東京都においては3,000㎡以上)

### (2) 開発行為と道路管理者との係わり

開発許可を申請しようとする者（事業者）は、あらかじめ、開発行為に関係がある公共施設の管理者と協議し、その同意を得なければならないことになっています。ここでいう「公共施設の管理者」とは「道路管理者」や「下水道管理者」などです。

また、開発行為に伴い新たに設置される道路や下水道、それが接続する元々あった道路や下水道についても、公共施設の管理者と協議しなければならないことになっています。開発行為は元々あった道路施設の一部を合わせて整備しなければ、事業が完了できないため、「開発行為」と「自費工事」は必ずセットになります。そのため、開発事業者は公共施設管理者との事前協議が必要になるのです。

### (3) 道路管理者が行う事前協議

開発事業者と道路管理者が行う事前協議は、主に以下のとおりです。

開発に伴う新設道路又は拡幅道路を市に帰属（寄附）するか。
開発区域内に水路、畦畔などの「法定外公共物」があるかどうか。また、その取扱い（売払い、交換）についてはどのようにするのか。
新設する道路構造物（アスファルトの種類、L形側溝、雨水枒など）及び交通安全施設（街路灯、カーブミラー、視線誘導標、防護柵など）をどこにいくつ設置するのか。
開発事業で建てる建物に対して上、下水道管やガス管などの宅内供給管をどのようにつなぎ込み、道路のどこを掘削するのか。
建物用の機材搬入などのため、大型車両（10t以上）の搬入を行うかどうか。
開発区域内の道路に接した箇所地下室などの深い掘削が必要な工事を行うかどうか。

## ● 自費工事

### (1) 自費工事とは

国道は国が、都道は東京都が、市道は市が管理（道路管理者といいます。）しており、道路管理者のみが道路工事を行えることになっています。しかし、例えば「自宅の駐車場の出入口部分の段差を解消する道路工事をしたい」など、市道を改良する工事は、道路管理者から許可をもらって工事を行うことができます。それを「自費工事」といいます。

### (2) なぜ自費なのか

道路で工事を行うにあたっては、道路管理者から許可を受けた者が工事に要する費用を全て負担しなければならないことになっています。そのため工事費は全て申請者の自費となります。だから「自費」工事なのですね。ちなみに例年100件程度の自費工事申請があります。

自費工事の申請書類はホームページでダウンロードできます。

<確認方法>

調布市ホームページ → まちづくり環境 → 道路 → 申請・手続き  
→ 自費工事

<検索方法>

調布市ホームページから「自費工事」で検索してください。

※添付書類は以下のとおりとなります。提出の際にご活用ください。

- |                  |                          |
|------------------|--------------------------|
| 1. 案内図           | <input type="checkbox"/> |
| 2. 構造図           | <input type="checkbox"/> |
| 3. 断面図           | <input type="checkbox"/> |
| 4. 平面図           | <input type="checkbox"/> |
| 5. 舗装構造図         | <input type="checkbox"/> |
| 6. 工事競合調整調書 (※1) | <input type="checkbox"/> |
| 7. その他必要書類 (※2)  | <input type="checkbox"/> |

※1 同じ現場で複数の工事（自費工事、ガスなど）を行う場合は該当する工事の口欄に“レ”を入れて必要事項を記入のうえ、添付してください。

※2 担当者より指示がある場合、添付してください。

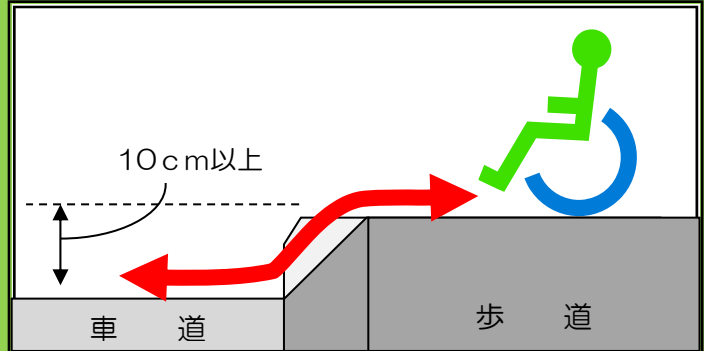
## ● 人と環境にやさしい道路工事について

現在、品川通りなどで、人と環境にやさしい道路工事を実施しています。人と環境にやさしい道路工事とは、歩道と車道の段差が大きい道路を誰もが安全に利用できる道路へ改良する工事です。

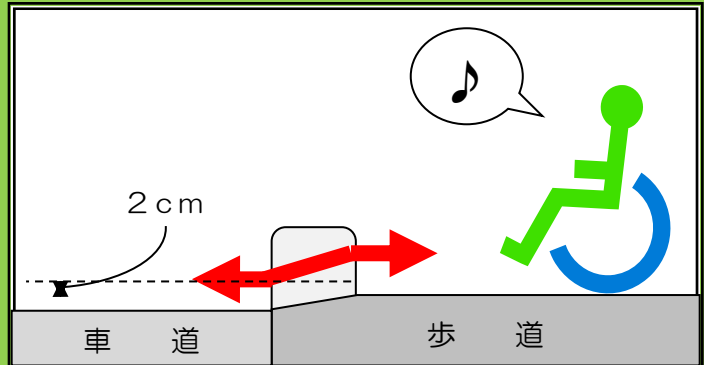
### (1) 歩道について

#### 【イメージ図】

＜これまで設置されていた歩道＞  
歩道と車道の段差（10cm以上）  
が大きい道路でした。



＜新たに設置された歩道＞  
歩道と車道の段差が解消され誰もが  
安全に利用できる道路になりました。



#### 【具体例】



＜これまで設置されていた歩道＞  
（いちごこ）  
（155型）  
歩道が車道より高くなっ  
ています。



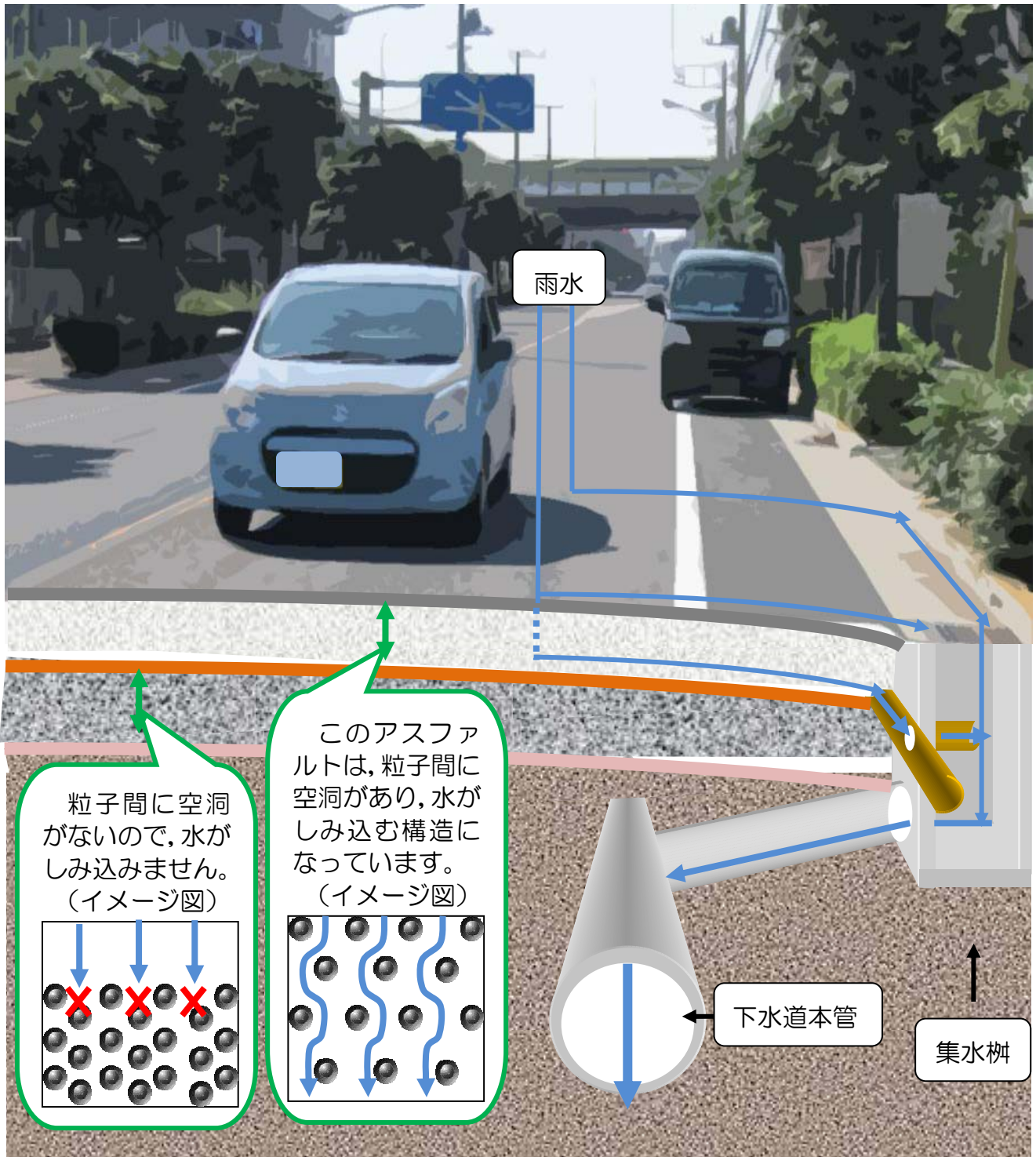
＜新たに設置された歩道＞  
（セミフラット型）  
歩道が車道とほぼ同じ高さに  
なっています。



## (2) 車道について

車道については、<sup>うすい</sup>雨水が<sup>はいすい</sup>速やかに排水できるように工夫がされています。こうすることで、「水たまりの防止」や「騒音の抑制」などに効果に繋がります。

下の図は、道路から<sup>うすい</sup>雨水が<sup>はいすい</sup>排水されるイメージを道路の断面で示したものです。



※ この図は、雨水の排水を説明するためのイメージであり、下水道本管の位置など異なる箇所があります。

## ● 橋りょうの耐震補強と長寿命化修繕計画について

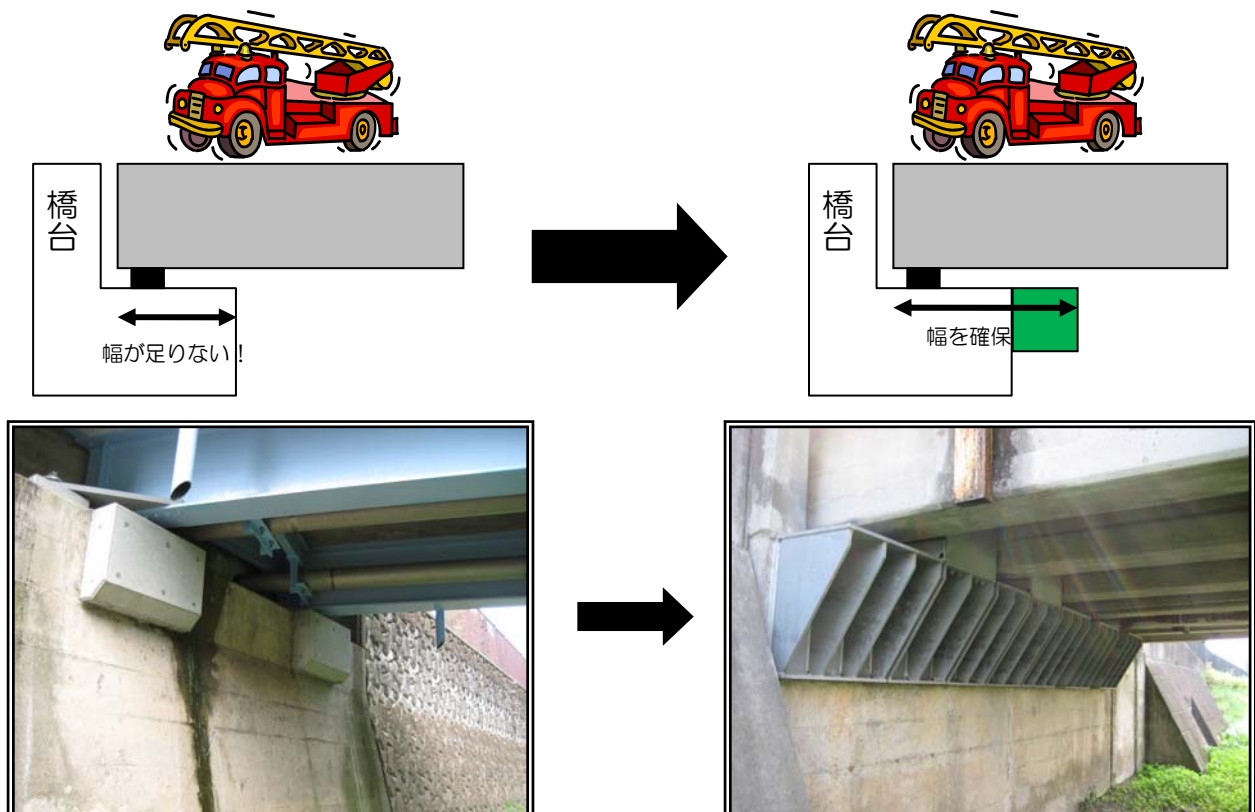
調布市総合計画の重点プロジェクトにある「強いまち」をつくるプロジェクトにおいて、市では、将来発生が想定される大震災に備えて、道路橋示方書どうろきょうしほうしょに示された耐震基準を満たすべく、平成15年から橋りょうの台帳を整備し、補強が必要な橋りょうを対象に順次耐震補強工事たいしんほきょうこうじ及び補修工事ほしゅうこうじを進めております。また、平成23年度には修繕費用を抑え管理橋りょうの寿命を延ばすために、長寿命化修繕計画ちやうじゆみょうかしゆうぜんけいかくを策定しました。

### (1) 耐震補強工事とは

大震災が発生した際、河川、高速道路、鉄道などの上に架かる橋が落ちてしまわないよう道路橋示方書どうろきょうしほうしょに則り補強を行うものです。代表的な耐震補強工事の例を以下に紹介します。なお、耐震補強は各橋りょうの様々な条件から設置しているため、橋によって形状や種類が異なり、また条件によっては設置の不要な橋もあります。

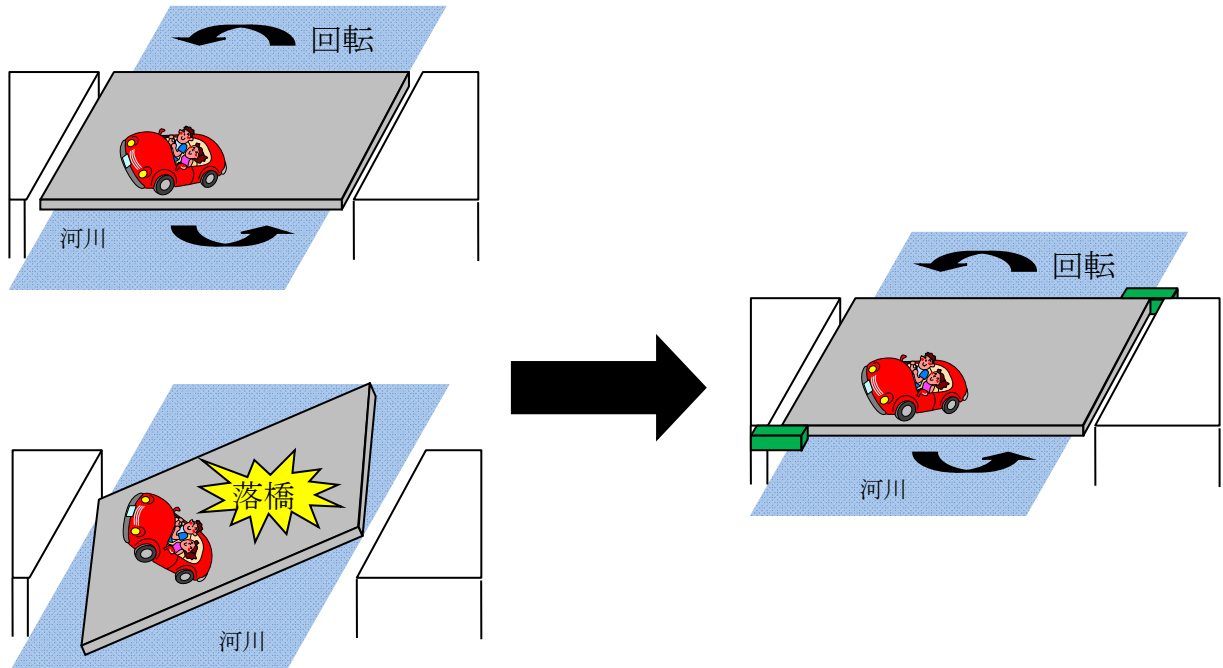
#### 1) 縁端拡幅

橋りょうが橋台きょうだい（橋を乗せている構造物）から落ちないように、乗せる幅は基準によって決まっていますが、昔の基準ではその幅が足りないことがあるため、拡幅かくふくをする工事です。



2) よこへんいこうそくこうぞう 横変位拘束構造

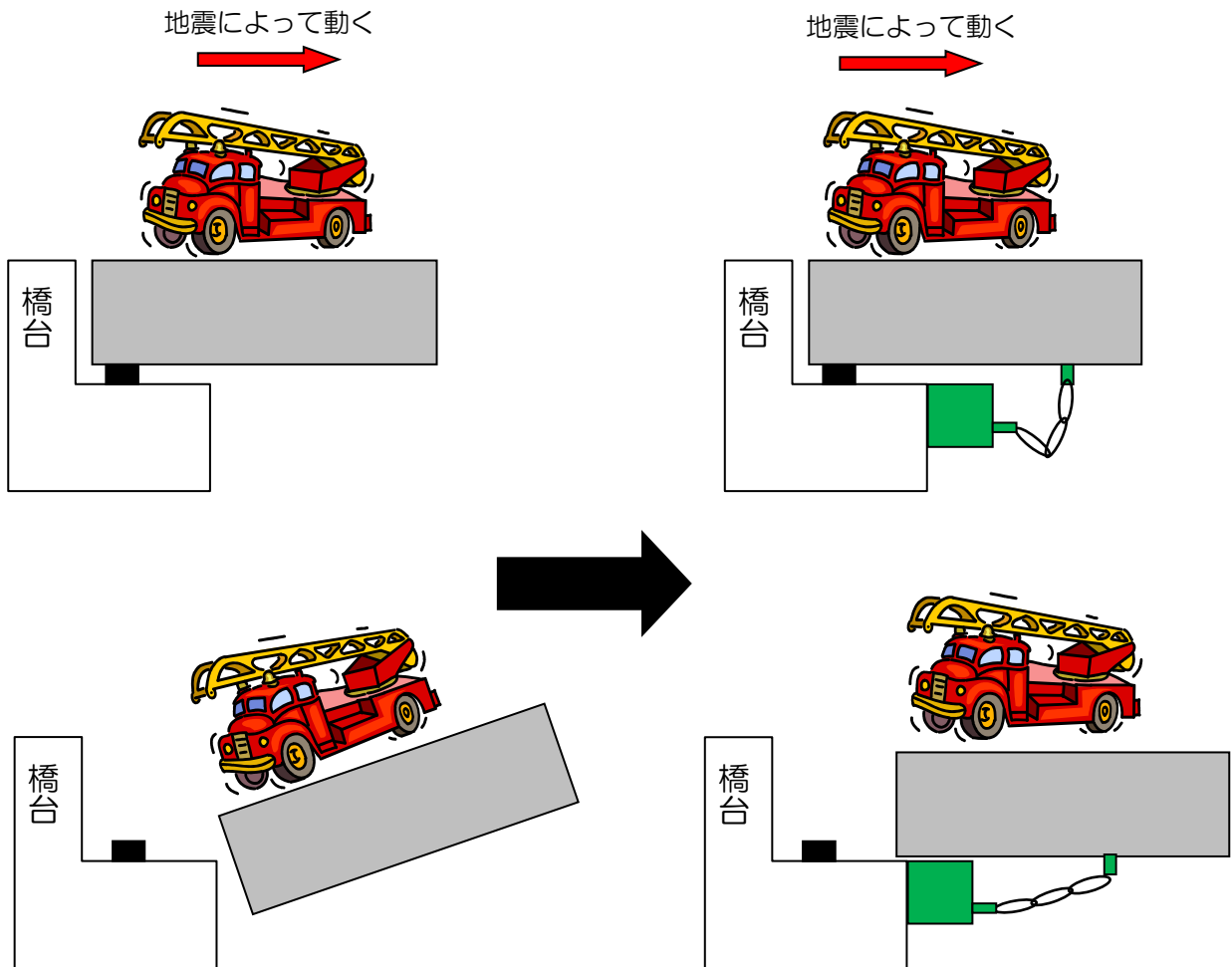
きょう 橋りょうが斜めや曲線の場合、地震の際回転を起し橋が落ちることがあるため、回転しないように拘束する工事です。





3) 落橋防止構造

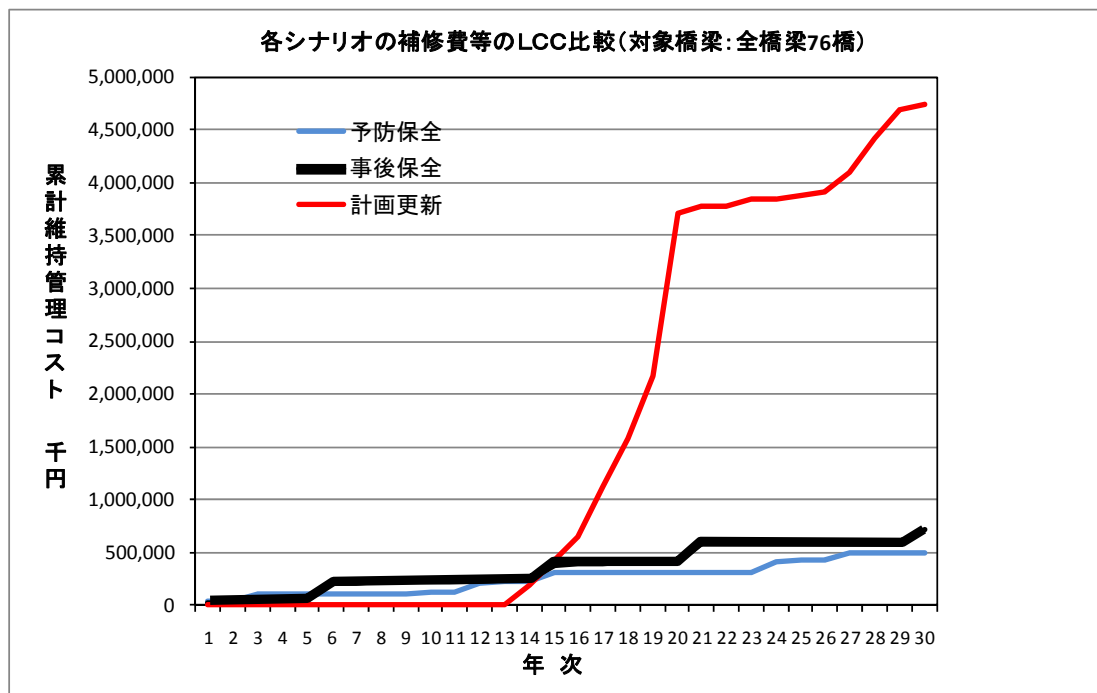
地震により橋りょうが大きく動いて橋台から落ちないように、チェーンなどで橋台とつなぐものです。



## (2) 長寿命化修繕計画とは

今までの修繕は、劣化が進み、大きな破損になったときに行っていました。これを事後保全と言います。しかし事後保全のままでは修繕費が多くかかり、また橋りょうの状態によっては架け替え（計画更新）をしなければならなくなり、莫大な費用が必要になってしまいます。

そこで、劣化が少ないうちに修繕を進める予防保全を行い、計画的に修繕を進めることで長い目で見た修繕費を縮減し、橋りょうの延命化を図るものです。



※LCCとはライフサイクルコスト（Life cycle cost）の略であり、構造物などを維持管理するために必要な費用の総額のこと。

## ●震災時の道路障害物除去について

震災発生後は電柱、看板、家屋の倒壊など道路が閉鎖され、救助、救護などの応急活動に支障をきたすことが予想されます。そのため市では、関係機関の迅速な復旧活動や、救急・救助や資機材の輸送の確保のため、優先的に道路障害物の除去や陥没や亀裂の応急補修を行う緊急道路障害物除去路線を決めています。

なお、緊急道路障害物除去とは、選定した緊急道路障害物除去路線において、緊急車両の通行に要する上下各1車線の交通路の確保を行うものです。

詳しい区間等につきましては、「調布市地域防災計画[資料編]」をご覧ください。

## ● Q&A集

市民の方からよくお問い合わせがある内容をまとめました。道路管理課にお問い合わせの際には、ぜひご活用ください。

道路は、国や東京都、調布市が、それぞれ「国道」、「都道」、「市道」を管理しています。道路によって、管理している機関が異なります。管理している機関をご確認のうえ、市道については調布市道路管理課までご連絡いただきますようお願いいたします。

Q 道路の工事について質問したい。

A 市の管理している道路の工事の場合、道路管理課にご連絡ください。その他、国道、都道の工事に関する質問は、各機関にお問い合わせください。

Q <sup>がいろとう</sup>街路灯がつきっぱなしになっている。また、<sup>てんとう</sup>点灯しなくなっている。  
カーブミラーが割られている。また、樹木でミラーが見えない。

A 市の管理番号がついている<sup>がいろとう</sup>街路灯、カーブミラーの場合、道路管理課にご連絡ください。

※ 管理番号がわかると対応をスムーズに行うことができます。

Q 道路に鉄格子の<sup>ます</sup>柵とコンクリートの<sup>ます</sup>柵があるが違いはなにか。

A 両方とも道路の<sup>うすい</sup>雨水を排水するものです。ですが、コンクリート蓋には宅内の<sup>はいすい</sup>汚水を流すためのものもあり、それは<sup>うすい</sup>雨水の排水機能はありません。

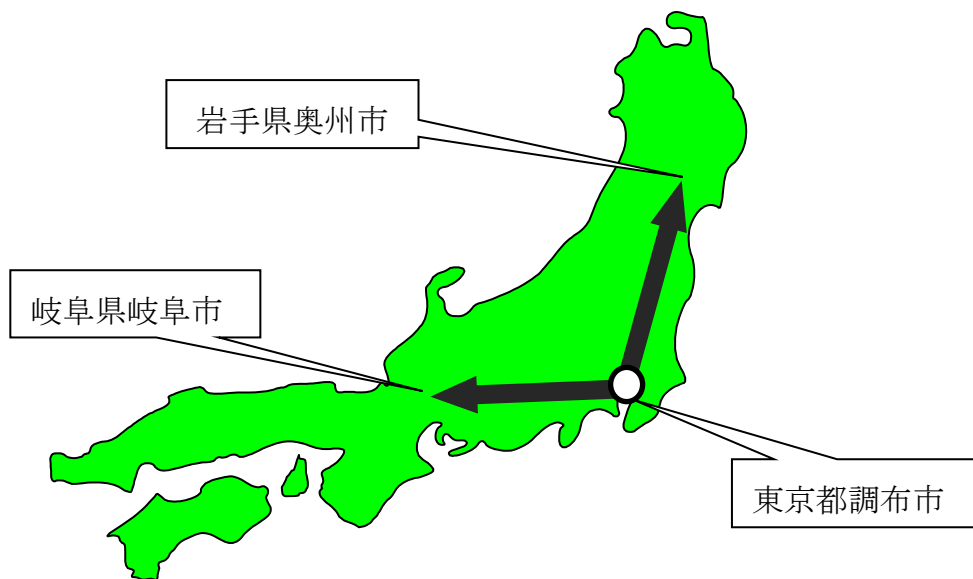




## ● 維持保全係からのお願い

道路は長年使用していると凹<sup>へこ</sup>んだり、表面にひび（クラック）が入ったりします。

維持保全係では道路を安全で快適な状態に保つため、日夜パトロールを行い、路面<sup>ろめん</sup>や安全施設の状態を定期的に点検し必要に応じて補修を行っています。しかし、管理している道路の総延長はおよそ400kmにもなります。400kmというと東京から西に向かえば、名古屋市を越え岐阜市に、北に向かうと仙台市のさらに北の宮城県と岩手県との県境付近の奥州市にまで至ります。



これだけの距離の道路の全てを、限られた人数で管理していくのはなかなか難しいのが現状です。

皆様の家の周りや通勤、通学路上で舗装が凹<sup>へこ</sup>んでいる、または穴が開いている箇所はありませんか。また、点灯<sup>てんとう</sup>していない街路灯<sup>がいうとう</sup>や変な方向を向いているカーブミラーはないでしょうか。このような路面<sup>ろめん</sup>や安全施設に関する不具合を発見した場合は、お手数ですが維持保全係までご連絡ください。その際、街路灯<sup>がいうとう</sup>やカーブミラーのように管理番号が標示<sup>ひょうじ</sup>してあるものについては、可能な限りその番号もお伝えいただければ幸いです。

ご連絡をいただいた際、調布市では、連絡された方のお名前と連絡先をお聞きしています。これは万が一、通報いただいた箇所の把握が正確にできなかった場合、改めてお尋ねする際に必要となるためです。ご理解とご協力をお願いします。